

リアクション ～第12回 公的扶助 (7/1) 分～

39 件の回答があり、質問が 1 件 (うち非公開 0 件)、感想・メッセージが 0 件 (うち非公開 0 件)、授業に対する要望が 0 件でした。以下に主な質問・感想への回答をしておきます。

(質問)

・申請をしたら少しは良い生活が送れるかもしれないのに、ホームレスの人が多いのはなぜですか？

→ ホームレス (=路上生活者) が減らない理由はいくつかあります。①本人側の問題 (ホームレス状態になった経緯と今後希望する生活)、②生活保護制度など生活困窮者支援の制度の問題です。

①は、例えば年齢層に関することです。国 (厚生労働省) が行った調査 (厚生労働省 (2019) 「ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査) 結果について」) によると、年齢層が低いほど、アパートに住んで就活したいという傾向にあり、再起や自立を望む人が多いということがわかります。このような人は生活保護や支援を受けることで、ホームレス状態から脱する人も出てきます。一方、高齢層になると状況は大きく異なります。若年層のように希望する人は少なくなり、「今のままでいい」とする人が65歳以上の人で4割もいる状態でした。このように、現状維持を望むような高齢層が一定数存在し、ホームレス状態から脱しようとしなため、ホームレス状態の人は今も存在している状況にあります。

②は、授業で説明した通り、生活保護の要件の厳しさです。世帯単位で行われ、世帯員全員が利用できる資産や能力、その他あらゆるものを活用し、最低限度の生活を維持することが前提であり、それができない場合に保護の対象となります。また、預貯金や利用されていない土地、家屋などがあれば売却などを行い生活費に充て、働くことが可能な人がいる場合は能力に応じて働かなければならず、生活保護の要件は満たしません。このように要件そのものは厳しいですが、生活に困窮するすべての国民を対象として、生活保護法が十分に機能しているのであれば、失業などによりホームレス状態になった人は、そのほとんどが生活扶助や住宅扶助を受けられることとなります。ただ、実際には要件にある「働く能力がある人」は少なくないため、要件から外れてしまい、生活保護を受けられないことが多いです。わずかな収入となる廃品回収のような“仕事”が就労とみなされて生活保護を受けられないというのは本来の目的から逸脱しており本末転倒といわざるを得ませんが、このような理由によっても、ホームレスの数が減らないことに繋がります。

ホームレスに関しては別の指摘もあります。ホームレスのほとんどの人は生活保護の要件を満たすケースであると考えられます。生活保護は、居住地を所管する福祉事務所 (市役所など) において、相談・申請することになりますが、家が無いホームレスの場合、福祉事務所の管轄は要保護者の「現在地」を基準に判断することになります (生活保護法第19条1項2号)

「第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に規定する福祉に関する事務所 (以下「福祉事務所」という。) を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの。」

しかし、実際には、ホームレスの場合、「住所地でない」として、福祉事務所の窓口で申請を受理してもらえないということがあ
るようです。この場合、生活保護を受給することを前提として、ホームレスが部屋を借りるという解決策があります。生活保護受
給予定の入居者であれば、住宅扶助により賃料も確実にはいるなど貸主側にも一定のメリットがあるため、ホームレスを対象に部
屋を貸すことに積極的な業者も存在します (ただし、これを悪用して「生活保護ビジネス」を行う業者や反社会的組織も存在する)。
住居を確保した後、賃貸借契約書と賃料明細書を持参し、福祉事務所で生活保護の申請をすればよいです。

・ (非公開) ×0

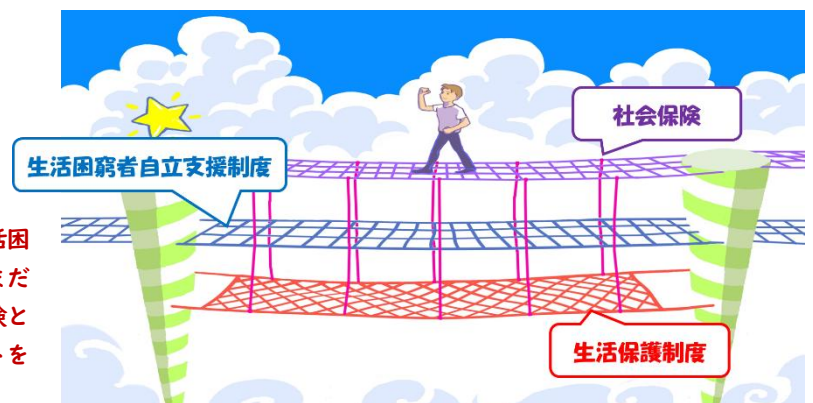
(感想・メッセージ) ※印は「授業への要望」

→ ありませんでした。

・ (非公開) ×0

(補足) 生活困窮者自立支援制度について

→ 授業で紹介しきれなかった「生活困窮者自立支援制度」について簡単に説明しておきます。生活困窮者自立支援制度は、2015年4月に施行されたまだ比較的新しい制度です。考え方としては、社会保険と生活保護制度の間にもう一つのセーフティネットを新たに張った形です (右図)。



生活保護を利用せざるを得ないように
な厳しい経済状況に陥る前に、支援プラン
を作成して支援したり、住居の確保や
就労の支援をすることで、自立した生活
を取り戻すことを目指します。

（確認テストの問題と解答）

問1. 公的扶助とは、健康で文化的な最低限
度の生活を維持することができない（①）
に対して、（②）がその責任において、（③）
を使って助けることである。空欄①～③
に当てはまる適切な語句を選びなさい。

→ ①生活困窮者（正解 38/39 件）、
②国家（正解 38/39 件）、③税金（正
解 33/39 件）

問2. 「生活保護の4原理」を次の語句からすべて選びなさい。

→ 国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活保障の原理、保護の補足性の原理（正解 34/39 件）

問3. 「生活保護の4原則」を次の語句からすべて選びなさい。

→ 申請保護の原則、基準及び程度の原則、必要即応の原則、世帯単位原則（正解 35/39 件）

問4. 「生活保護の種類」のうち、現物で給付されるものを次の語句からすべて選びなさい。

→ 医療扶助（正解 35/39 件）、介護扶助（正解 34/39 件）

問5. 生活困窮者自立支援制度が用意している次の6つの事業のうち、実施主体が必ず実施しなければならない必須事業を2つ選びなさい。

→ 自立相談支援事業（正解 29/39 件）、住居確保給付金の支給（正解 30/39 件）

